

# 地方公共団体のオンライン利用促進

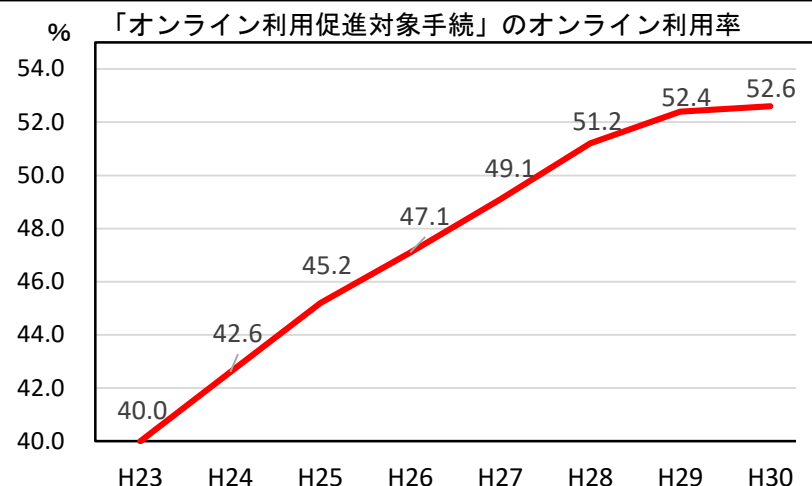
---

# 地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進に向けたこれまでの取組

## 1. オンライン利用促進指針の策定

○ 「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）において「世界一便利で効率的な電子行政」の実現を目標として掲げたことを受けて、総務省では、平成18年に地方公共団体に関する「オンライン利用促進指針」を策定。

- ・ 指針において住民の利便性の向上や業務効率化の効果が高いと考えられる手続を「オンライン利用促進対象手続」（21手続）と位置づけ、毎年度公表。



## 2. オンライン利用促進指針の改正

○ 令和元年5月に改正された「デジタル手続法」※<sup>1</sup>により、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務とされたことを受け、令和2年3月に内閣官房IT総合戦略室及び内閣府大臣官房番号制度担当室との連名で、「オンライン利用促進指針」を改正。マイナポータルの活用も含めた共同利用型申請システムの整備、優先的にオンライン化に取り組むべき手続※<sup>2</sup>を盛り込み、地方公共団体のオンライン化の推進を助言。

※<sup>1</sup> 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

※<sup>2</sup> <地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続>

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続（22手続）

例：図書館の図書貸出予約、文化・スポーツ施設等の利用予約、研修・講習・各種イベント等の申込 等

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続（33手続）

ア：子育て関係（児童手当受給資格・額認定請求 等）

イ：介護関係（要介護・要支援認定の申請 等）

ウ：被災者支援関係（罹災証明書の発行申請 等）

# 地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況

- 地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況については、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（平成30年5月31日策定、令和2年3月4日最終改正）において、総務省は、地方公共団体の取組をフォローアップするため、毎年度オンライン利用率の把握を行い公表することとされており、今般、平成30年度の状況を取りまとめました。

## (1) 利用促進対象手続(21手続)の全体のオンライン利用状況

※1: 対象手続に関して既にオンライン化している団体における、総手続件数と人口を基に算出した全国における推計値

年度	年間総手続件数(推計)	オンライン利用件数	オンライン利用率
平成30年度	403,631 千件	212,130 千件	52.6%
平成29年度	390,757 千件	204,741 千件	52.4%
平成28年度	389,170 千件	199,208 千件	51.2%

## (2) 利用促進対象手続(21手続)の年間総手続件数(推計) 上位3手続のオンライン利用率

手続の類型 及び 年間総手続件数(推計)	平成30年度	平成29年度
図書館の図書貸出予約等 [131,827千件]	67.4%	67.7%
地方税申告手続(eLTAX) [113,652千件]	57.6%	55.5%
文化・スポーツ施設等の利用予約等 [91,364千件]	52.8%	55.4%

# 地方公共団体における電子申請システムの整備状況について

## 目標

### ■ デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日）（抄）

11 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進／11.1 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進（◎内閣官房、◎総務省、◎内閣府、関係省庁）／イ. 汎用的電子申請システムの基盤整備

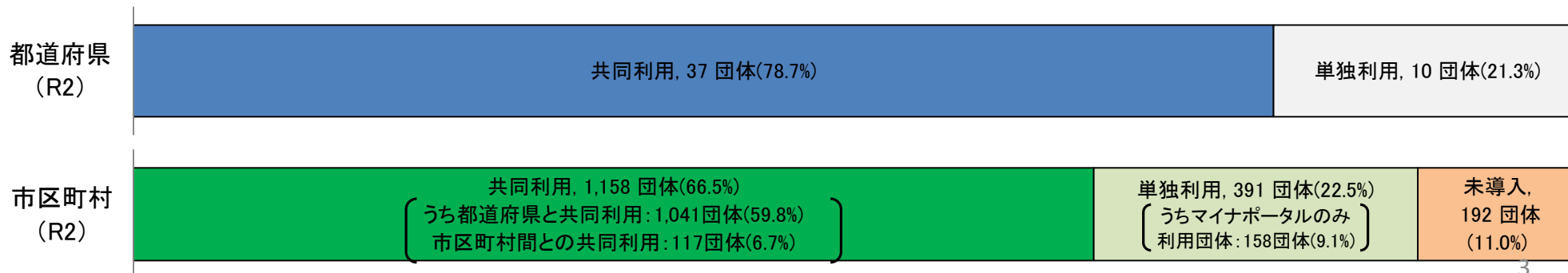
内閣官房、総務省及び内閣府は、原則として、全ての市町村について、マイナポータル「ぴったりサービス」の活用や情報システムの共同利用を含めて、手続オンライン化のための汎用的電子申請システムの基盤を可能な限り早急に整備するよう、働きかける。

### ■ 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日）（抄）

国が整備したマイナポータル・ぴったりサービスを原則として全ての市町村が活用してオンライン化を進めることができるよう導入を早急に促進するとともに、さらに地方自治体のA I・R P A活用の好事例を国が横展開する。

## 現状

- 都道府県：47団体（100%）【③147団体（100%）】において、何らかの手続（「eLTAX」は除く。）で、電子申請システムとして整備。
- 市区町村：1,549団体（89.0%）【③1,481団体（85.1%）】において、何らかの手続（「マイナポ」含め、「eLTAX」は除く。）で、電子申請システムを整備。未整備は192団体（11.0%）【③260団体（14.9%）】。（整備済み団体人口カバー率98.6%）。  
（令和2年4月時点 総務省調べ）



# 地方公共団体における汎用的電子申請システムの整備に係る特別交付税措置

令和4年度末までに、共同利用における汎用的電子申請システムを導入し、電子申請の受付を開始する都道府県又は市町村に対して、その導入に要する経費について特別交付税措置を講ずる。

## 1 対象団体

令和4年度末までに、共同利用における汎用的電子申請システム（「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）別紙5 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続を含む）を導入し、電子申請の受付を開始する都道府県又は市町村。

## 2 対象期間

令和2年度から令和4年度の3ヶ年度。

## 3 対象経費及び措置額の上限額

上限なし。

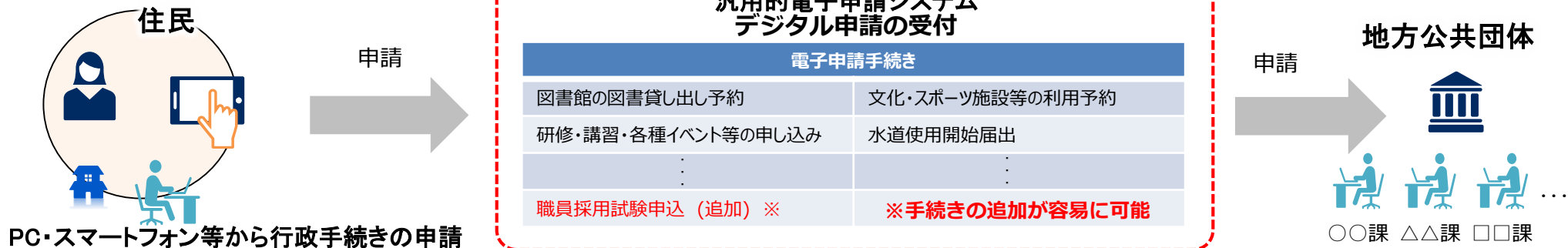
## 4 対象事業

共同利用における汎用的電子申請システムの導入に要する経費のうち、以下5. に掲げる費用。

## 5 対象経費

オンライン申請システムの導入費用（電子申請を共同利用している既存グループが存在する場合には、既存システムの改修費用）、システムの要件定義費用、団体マスタ登録費用、都道府県によるポータルサイト設置費用、都道府県によるポータルサイトへ当該団体のコンテンツ掲載費用、当該団体のコンテンツ（申請者向け・職員向け）作成費用、システム導入時の運用テスト費用 等

### ※汎用的電子申請システムイメージ



# 地方公共団体における行政手続のオンライン化に関する閣議決定文書①

## ■経済財政運営と改革の基本方針2020について（抜粋）（令和2年7月17日閣議決定）

第3章「新たな日常」の実現 / 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタル・ニューディール） / （1）次世代型行政サービスの強力な推進 - デジタル・ガバメントの断行 / ③国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

（中略）

行政手続のオンライン化、ワンストップ・ワンズオンリー化を抜本的に進める。関係府省庁は、今般の感染症対応における各種支援策のオンラインによる申請・支給状況を点検し、原則として対面や押印の不要化、申請書類の可能な限りの縮減、法人データ連携基盤（Gビズコネク）による情報連携等を加速する。特に、雇用調整助成金、運転免許証に係る運転可能期間の延長等について、電子申請等による手続の簡素化・迅速化の一層の促進に取り組む。建設業許可の電子申請化など関係手続のリモート化を進める。

国が整備したマイナポータル・ぴったりサービスを原則として全ての市町村が活用してオンライン化を進めることができるよう導入を早急に促進するとともに、さらに地方自治体のAI・RPA活用の好事例を国が横展開する。

（後略）

## ■成長戦略フォローアップ（抜粋）（令和2年7月17日閣議決定）

6. 個別分野の取組 / （2）新たに講ずべき具体的施策 / iii) スマート公共サービス / ② 地方公共団体のデジタル化の推進

（中略）

さらに、地方公共団体におけるリモートアクセスや行政手続のオンライン化を進めるため、テレワーク導入や汎用的電子申請システムの整備に対し、今年度から新たに講じている財政支援を含め必要な支援を行う。

（後略）

### ■世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（抜粋） （令和2年7月17日閣議決定）

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 / I. 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 / 7 社会基盤の整備 / (1) デジタル・ガバメント

#### ③ 地方公共団体のデジタル化

地方公共団体は、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、「窓口に並ぶ」ことが密集・密接に繋がらないように、郵送を含め様々な方策を講じているところであるが、住民の利便性の向上、行政の効率化、感染症の拡大防止の観点及びデジタル手続法に規定されたデジタルファースト原則を踏まえれば、地方公共団体の手続のオンライン化を進めることが本筋である。

そのためには、大前提として、全市町村において汎用的に手続のオンライン化を可能とする基盤が必要である。特別定額給付金の支給申請のオンライン化においては、ほぼ全ての市町村がマイナンバーカードに搭載される電子証明書及びマイナポータル・ぴったりサービスを活用しているが、当該給付金だけでなく、マイナンバーカードに搭載される電子証明書は本人確認を必要とする手続に広く活用できること、また、マイナポータル・ぴったりサービスは、市町村に対する手続について汎用的に活用できることから、これをきっかけに、今後も、原則として、全ての市町村において、マイナンバーカード及びマイナポータル・ぴったりサービスを活用してオンライン化を進めることができるよう、早急に整備されるよう取り組む。また、住民が都道府県に対して行う手続にも活用できるように、マイナポータルを整備する。

## ■世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（抜粋） （令和2年7月17日閣議決定）

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 / I. 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 / 7 社会基盤の整備 / (1) デジタル・ガバメント

### ③ 地方公共団体のデジタル化 （前ページより続き）

地方公共団体が優先的にオンライン化に取り組むべき手続については、デジタル・ガバメント実行計画別紙5に記載しているが、これらの手続のうちオンライン化が進んでいない個人が行う手続については、内閣官房、総務省及び内閣府は、関係省庁と連携して、早急に、申請フォームのひな形を作成するとともに、マイナポータル・ぴったりサービスにプリセットするなどにより、効率的かつ迅速にオンライン化できるよう取り組む。

他方、従来の紙を前提とした方法をそのままオンライン化すると、住民にとって利便性の高くない仕組みになり利用されないといった事態や、手続を処理する地方公共団体にとってかえって手間が増えてしまうという事態が生じる。したがって、そのような事態に陥らないように、マイナポータルの使い勝手を向上させていく取組を常時行っていくとともに、申請フォームのひな形をもとに、地方公共団体が自ら利用者視点に立った業務改革(BPR)を必ず行って、エンドツーエンドでデジタル化を進めることを併せて促す。

（後略）



# 自治体クラウド関係

---

# 「自治体クラウド」について

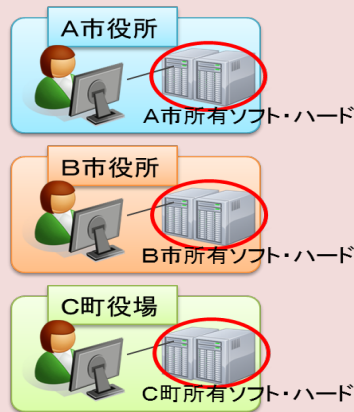
「自治体クラウド」は、複数の地方自治体によりクラウド化された情報システムを共同運用するものであり、その効果として、情報システムに要する経費・人的コストを削減すること等ができるものであって、その削減費用・人的資源を他の分野で有効活用し、質の高い住民サービスを提供可能となるものとして、地方自治体の導入を促進しているもの

- 情報システムの運用コストが3割程度削減可能
- 集中監視により情報セキュリティ水準が向上
- 庁舎が被災しても業務継続が可能
- 参加団体間で業務が共通化・標準化

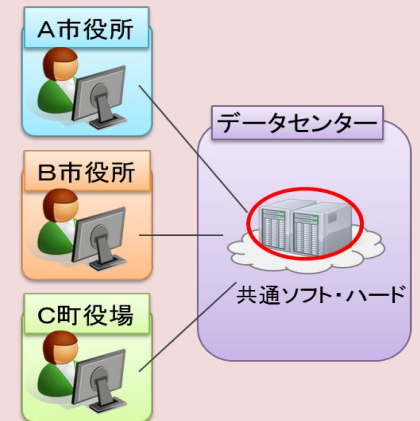
## 自治体クラウド

基幹系システム<sup>※</sup>のクラウド化を実施し、かつ、複数の地方公共団体の基幹系システムの共同利用を行っているもの

※ 住民基本台帳・税務・国民健康保険・国民年金・福祉等の個人番号を利用する事務を取り扱うシステム



クラウド化  
+ 共同運用

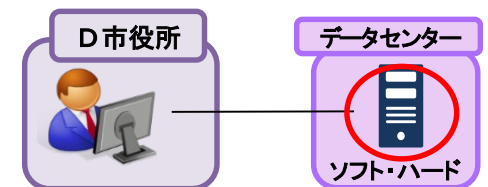


## 単独クラウド

基幹系システムのクラウド化を実施しているが、共同利用は行っていないもの

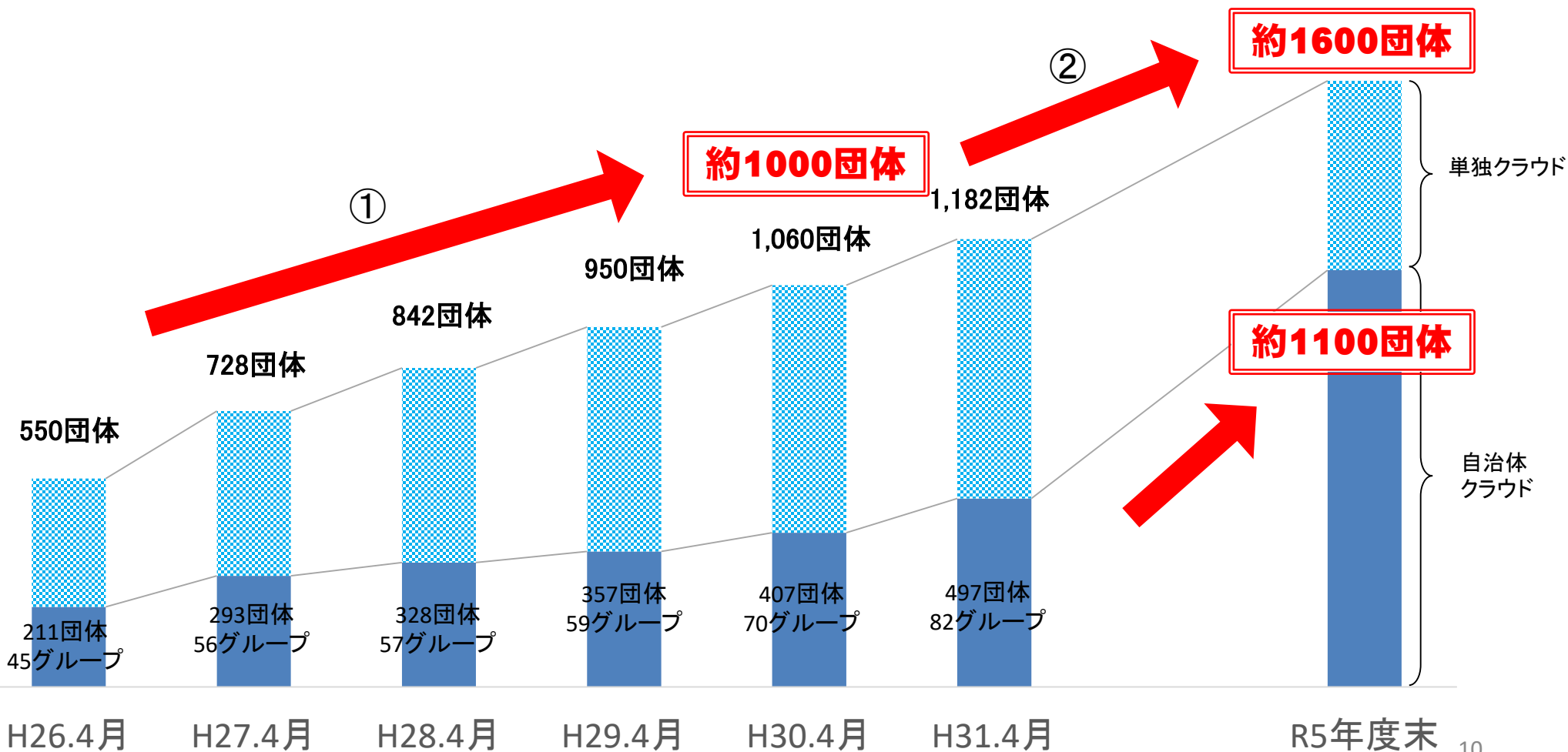


クラウド化



# クラウド導入市区町村数の推移と目標

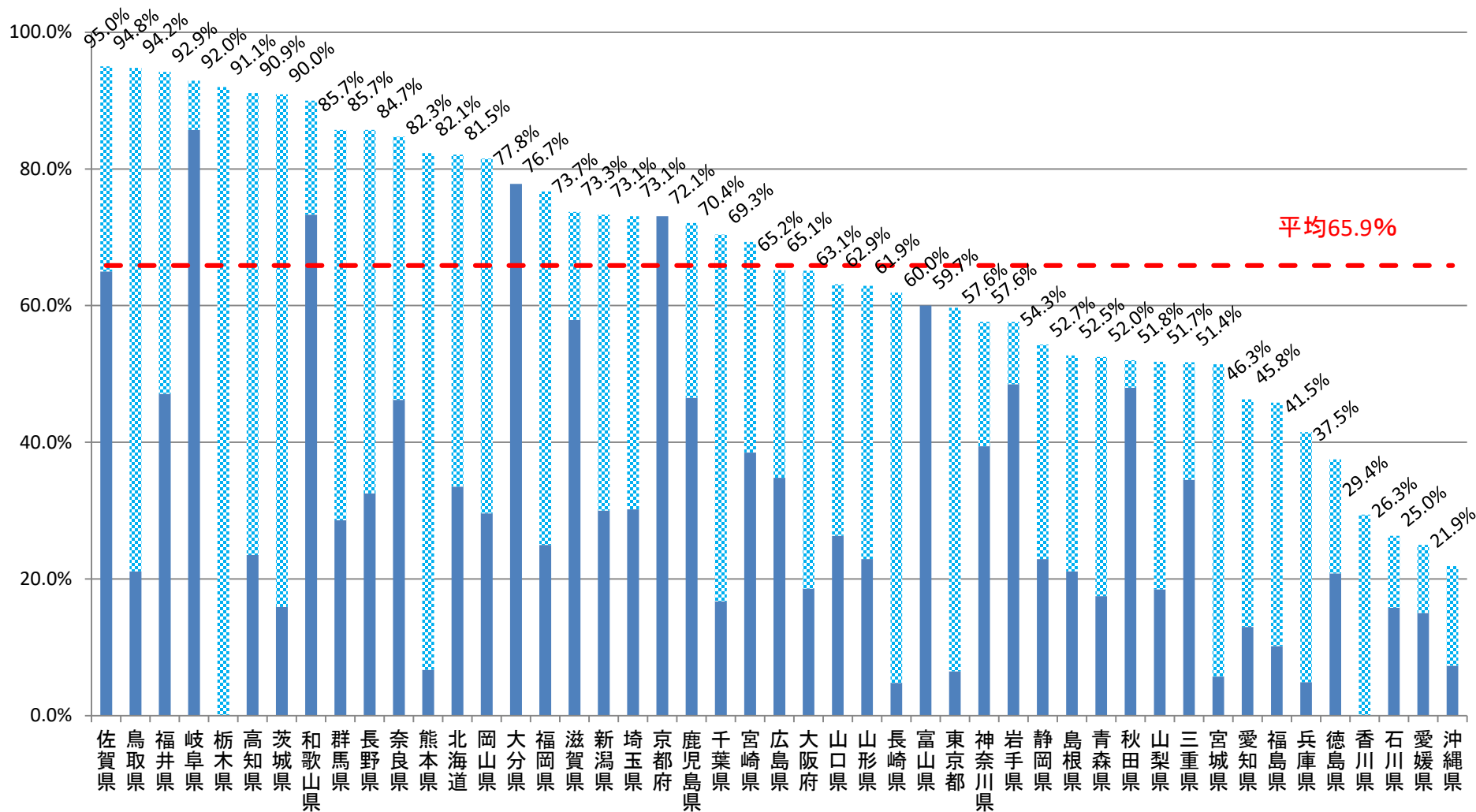
- ① 「経済・財政再生計画 改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議取りまとめ)における、「550団体を平成29年度末までに倍増(約1,000団体)する」との目標を達成。
- ② 「世界最先端デジタル国家創造宣言」(平成30年6月15日閣議決定)において、「2023年度末までにクラウド導入団体を約1,600団体、自治体クラウド導入団体を約1,100団体にする」との目標を設定。



# 各都道府県毎のクラウド導入状況

## クラウドを導入している域内市区町村の割合

(平成31年4月1日現在)



平均65.9%

❖ 独自クラウド(当該市区町村が単独で実施)

■ 自治体クラウド(2以上の団体が共同で実施)

# 自治体クラウドの推進に係る特別交付税措置

## 【対象経費】

### ➤ 共同化計画に要する経費

情報システムの共同利用に向けた団体間の調整(業務の見直し、再構築等(これらのための会議開催を含む。))を実施し、自治体クラウドの導入による情報システムの最適化に向けた計画の策定等に要する経費や、同計画を踏まえた情報システムに係る要求仕様書の作成や選定等の経費。(例:自治体クラウド推進組織としての町村会事務局が、共同化計画を策定する経費。都道府県が、域内市区町村の共同化計画を策定支援する際の経費。)

### ➤ 導入コンサルタントに要する経費

共同化計画に基づく調達に向けたRFI/RFP<sup>(\*)</sup>やシステム構築時のクラウドベンダや複数団体との調整など、移行作業を円滑に実施するためのコンサルタントに要する経費。(例:RFI/RFPを行う際にコンサルタントから助言を受ける経費、自治体クラウド導入自治体から職員の派遣を受ける場合の旅費等の経費。)<sup>(\*)</sup> Request for Information(情報提供依頼書) / Request for Proposal(提案依頼書)、発注先候補者の事業者に、情報提供や具体的な提案を依頼する文書。

### ➤ データ移行経費

自治体クラウドの導入に当たり、現行の情報システムに格納されているデータの移行に要する経費。(例:異なるパッケージ間のデータ移行の際に必要な移行データ仕様設計費、データ移行ツール開発費等。)

### ➤ 実務処理研修に要する経費

事業者から提供されるサービスに応じたシステムの管理体制や各業務システム端末の画面・操作方法等について、情報システム管理者たる情報政策担当職員や窓口担当職員等に対するシステム操作研修等に要する経費。

### ➤ 新システムの安定稼働のためのコンサルタントに要する経費

新システム稼働に伴うエラーの対処など、新システム移行から同システムが安定的に稼働するまでの支援を受けるためのコンサルタントに要する経費(新システム導入後一年間に限る。)

### ➤ 回線の整備に要する経費

自治体庁舎と外部データセンターを繋ぐ専用回線の新設など、クラウド利用のために不可欠な回線インフラの整備に要する経費。

【算定方法】 上記対象経費のうち特別交付税の算定の基礎として総務大臣が調査した額 × 0.5 × 財政力補正

## 地方公共団体のクラウドに関する諸決定 <令和元年度>

### ■世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年6月14日閣議決定)(抄)

III. 我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメント／3 地方公共団体のデジタル化／(2) 地方公共団体におけるシステム等の共同利用の推進

(略)

地方公共団体のシステム等の共同利用については、これまでも、業務プロセスの共通化・標準化に加え、コスト削減や情報セキュリティ水準の向上といった効果が期待できる複数団体による共同でのクラウド化を行う自治体クラウドの導入等を推進しており、令和5年度末までに自治体におけるクラウド導入団体数を約1,600団体(うち自治体クラウド導入団体数は約1,100団体)とすることを目標としている。このため、地方公共団体のシステムについて、カスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進する。

また、地方公共団体における情報システムに係る運用コスト等については、令和5年度を目途に3割削減(平成27年度比。ただし、新規業務への対応やセキュリティ対策に要する経費等の影響を除く。)を目指すこととする。

(以下略)

## 地方公共団体のクラウドに関する諸決定〈令和2年度〉

### ■ 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

第3章「新たな日常」の実現 / 1.「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・活用とその環境整備(デジタル・ニューディール) / (1)次世代型行政サービスの強力な推進 - デジタル・ガバメントの断行

#### ③国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について、関係府省庁は内閣官房のもとでこの1年間で集中的に取組を進める。年内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

(中略)

今般の各種給付金等の事務処理に相当の負荷が生じた教訓等を踏まえ、総務省は、地方自治体のAI・RPA活用、セキュリティも踏まえた最適なクラウド化やデジタル人材不足の解消を中心にICT化を抜本的に進める計画を年内に策定し、具体的なKPIを設定して取組を加速する。また、地方のデジタル人材不足に対して、ICT専門人材の中長期派遣や複数地方自治体でのCIO兼務等を推進する。(後略)

※下線は総務省が付記

## 地方公共団体のクラウドに関する諸決定 <令和2年度>

### ■ 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

6. 個別分野の取組 / (2)新たに講ずべき具体的施策 / iii)スマート公共サービス

#### ② 地方公共団体のデジタル化の推進

・地方自治体の情報システムについて、自治体クラウドをより一層進めながら、より広域的なクラウドへの移行を進める。その際、地方自治体の職員が安心して広域クラウドに移行できるよう、回線やデータについてのセキュリティや可用性の確保や、ベンダーロックインをさせない競争環境の確保が重要であることから、その基盤となるLGWANについて、広域クラウドに対応できる大容量で安全な回線を整備し、地方自治体が利用する仕組みの構築等に向けて、総務省において、回線やセキュリティに対して積極的な関与が可能となるよう、今夏までに具体的な方向性を示す。

・地方自治体の情報システムをより広域的なクラウドに移行するためには、各地方自治体が行っている情報システムのカスタマイズを無くすことが重要であり、国が主導して進めている標準化の取組みを着実に進めるとともに、システムの機能要件等について法令に根拠を持つ標準を設けることとすべきであるとする地方制度調査会の答申を踏まえ、関係府省庁が連携して、セキュリティの基準を含め、情報システムの標準化について総合的な対応を検討し、早期に結論を得る。

(後略)

※下線は総務省が付記



# 自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

---

## DX推進計画に関する閣議決定文書

### ■ 経済財政運営と改革の基本方針2020について（抜粋）（令和2年7月17日閣議決定）

第3章「新たな日常」の実現 / 1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・活用とその環境整備（デジタル・ニューディール） / （1）次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

#### ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

（中略）

今般の各種給付金等の事務処理に相当の負荷が生じた教訓等を踏まえ、総務省は、地方自治体のAI・RPA活用、セキュリティも踏まえた最適なクラウド化やデジタル人材不足の解消を中心にICT化を抜本的に進める計画を年内に策定し、具体的なKPIを設定して取組を加速する。また、地方のデジタル人材不足に対して、デジタル専門人材の中長期派遣や複数地方自治体でのCIO兼務等を推進する。

（後略）

### ■ 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

I. 新型コロナウイルス感染拡大の阻止、デジタル強靱化社会の実現 / 7 社会基盤の整備 /

（1）デジタル・ガバメント

#### ③ 地方公共団体のデジタル化

（中略）

地方公共団体のデジタル化を推進するため、手続のオンライン化だけではなく、業務プロセス・システムの標準化やクラウド化、AIの活用等について、デジタル・ガバメント実行計画に記載された施策を総合的にかつ着実に実行していくべきである。総務省は、市町村のデジタル化を抜本的に進めるための計画を本年中に策定し、内閣官房と協力して、市町村に対してデジタル化の取組及び官民データ活用推進計画の策定を促す。

（後略）